

河川浚渫土砂利活用促進検討会 開催要領

1 目的

河川浚渫土砂の処分にかかるコストの低減を図るとともに、有効利用を図り、土砂採取による山の切り崩しの抑制など景観の保全に向け、産学官連携による検討会を開催し、様々な視点で、浚渫土砂の新たな利活用策を検討することを目的とする。

2 検討事項

- (1) 県内河川の浚渫土砂の調査、課題の整理
- (2) 分別、処理に関する既存技術の検証および改良
- (3) 構造物の材料等への利活用
- (4) その他、県が必要と認めること

3 構成

検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

4 運営

- (1) 検討会は、県の出席依頼に基づき、開催する。
- (2) 検討会には委員長を置く。
- (3) 委員長は議事を進行する。
- (4) 検討会においては、必要に応じ委員以外の関係者を出席させることができる。

5 情報公開

検討会および検討会資料は公開を原則とする。

6 その他

この要領に定めない事項は、必要に応じて県が定める。

7 適用年月日等

この要領は平成27年10月14日から適用し、平成28年度限りで廃止する。